

障害者自立支援法施行令の一部改正の概要

1 介護給付費等の支給に関する事項

(1) 高額障害福祉サービス費に関する事項

高額障害福祉サービス費の支給要件、支給額等に③を加える。

- ・ 高額障害福祉サービス費の額の算定の基礎となる合算対象は、以下のサービスに係る利用者負担とする。

- ① 同一世帯に属する者が利用した障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス
- ② 同一世帯に属する者が利用した介護保険法に規定する居宅サービス等（障害福祉サービスを併せて利用する者に限る。）
- ③ 同一世帯に属する者が利用した児童福祉法に規定する指定施設支援（平成18年10月より児童福祉施設（障害児に係るものに限る。）において利用契約制度が導入され、定率1割負担となることに伴うもの）

(2) 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費に関する事項

入所施設を利用する者について、食費・居住費に係る利用者負担の軽減を図るための「特定障害者特別給付費」「特例特定障害者特別給付費」の支給額、支給要件等を定める。

（平成18年4月～9月の間は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に規定する特定入所者食費等給付費として支給されていたものを障害者自立支援法に規定するもの。）

2 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に関する事項

- ・ 指定障害者支援施設、指定相談支援事業者の指定の申請、指定の変更、更新、報告等、指定の取消し等に関する事項について、指定障害福祉サービス事業者と同様の規定をおく。
- ・ 指定障害者支援施設、指定相談支援事業者について、指定障害福祉サービス事業者と同様の欠格事由又は取消事由となるよう、準用を規定する。

3 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給に関する事項

(1) 療養介護医療費、基準該当医療費の支給額等について、必要な読替の規定

(2) 療養介護医療費、基準該当医療費の負担上限月額

- | | | |
|---|---|---------|
| ① | ②～④以外の者 | 4万2000円 |
| ② | 市町村民税世帯非課税者
要保護者のうち厚生労働省令で定める者 | 2万4600円 |
| ③ | 市町村民税世帯非課税者かつ障害基礎年金等の収入額が80万円以下である者
要保護者のうち厚生労働省令で定める者 | 1万5000円 |
| ④ | 生活保護の被保護者等
要保護者のうち厚生労働省令で定める者 | 0円 |

4 補装具費の支給に関する事項

(1) 補装具費の支給に係る基準

同一世帯に属する者の所得割の額が、50万円以上である場合に、支給対象としない。

(2) 補装具費の負担上限月額

① ②～④以外の者	3万7200円
② 市町村民税世帯非課税者 要保護者のうち厚生労働省令で定める者	2万4600円
③ 市町村民税世帯非課税者かつ障害基礎年金等の収入額が80万円以下である者 要保護者のうち厚生労働省令で定める者	1万5000円
④ 生活保護の被保護者等 要保護者のうち厚生労働省令で定める者	0円

5 事業及び施設に関する事項

市町村が設置した障害者支援施設について、休止、廃止、名称、所在地等を変更するときに関する手続きについて定める。

6 国等の負担に関する事項

市町村等が支弁する費用について、国、都道府県が負担する額を定める。

障害福祉サービス費負担対象額について、障害程度区分等を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき、障害福祉サービスを受けた人数に応じ算定した額とする。

7 経過措置

(1) 特定障害者特別給付費の支給の経過措置

法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までは、特定入所サービス又は平成18年9月30日において指定を受けている指定身体障害者更生施設等又は指定知的障害者更生施設等である旧法指定施設から、旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。）を受けた支給決定障害者等又は平成18年9月30日時点において施設訓練等支援費の支給決定を受けている者（以下「特定旧法受給者」（法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者）という。）について、特定障害者特別給付費を支給することとし、必要な読替を規定する。（本則においては、特定入所サービスを支給決定障害者等を受けた場合のみ支給されることとされている。）

(2) 旧法施設支援、特定旧法受給者に関する事項

旧法施設支援、特定旧法受給者について、支給決定手続き、支給手続き等について必要な読替を規定する。

(3) 精神障害者社会復帰施設に関する経過措置

法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神障害者社会復帰施設から、精神障害者福祉ホームのうち、厚生労働大臣が定めるもの及び精神障害者地域生活支援センターを除くものとする。

(4) 障害福祉サービスの利用者負担額の経過措置

法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日まで、旧法施設支援を受けた場合及び特定旧法受給者について、支給決定障害者等が指定障害福祉サービス等を受けた場合と同様の負担上限月額を設定する。

(5) 高額障害福祉サービス費の支給に関する経過措置

法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日までの前日まで、高額障害福祉サービス費の額の算定の基礎となる合算対象に、旧法施設支援が含まれることを明確にする。

(6) 指定療養介護医療費等の負担上限月額に関する経過措置

- ① 平成21年3月31日までの間、療養介護を受ける20歳以上のもののうち、資産の状況等が一定の基準を満たすものについて、負担上限月額を減額できることとする。
- ② 平成21年3月31日までの間、療養介護を受ける20歳未満のものうち、障害福祉サービスを受けることにかかる費用等が家庭において子どもを養育するためにかかる費用と比較して高い場合については、負担上限月額を減額できることとする。

8 関係法令の一部改正

(1) 児童福祉法施行令の改正

① 障害児施設給付費、高額障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費に関する事項（児童福祉法施行令第27条の2～27条の7）

障害児施設給付費の負担上限月額、高額障害児施設給付費の支給要件、高額障害児施設給付費算定基準額に関する事項、特定入所障害児食費等給付費の支給要件、支給額等に関する事項を定める。

② 指定知的障害児施設等に関する事項

- ・ 指定障害福祉サービス事業者について指定の欠格事由又は取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」の範囲を定める。
- ・ 知的障害児施設等の指定の更新に関する事項について必要な読替を定める。

③ 障害児施設医療費の負担上限月額に関する事項

- ・ 障害児施設医療費の負担上限月額を定める。
- ・ 障害児施設医療費と併給調整される給付を定める。
- ・ 国の負担に関する規定を定める。

④ 加齢児（満18歳以上である者）に関する事項

- ・ 加齢児に係る障害児施設給付費、高額障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費に関する事項について必要な読替を置く。
- ・ 加齢児に係る障害児施設医療費について併給調整される給付を定める。

⑤ 経過措置に関する事項

- ・ 補装具について、平成18年10月1までに申請されたものについては、なお従前の例により取り扱うことを規定する。
- ・ 障害児施設医療費について、20歳未満、20歳以上それぞれに療養介護医療費と同様の負担上限月額を引き下げる経過措置を設ける。
- ・ 障害児施設給付費について、介護給付費の負担上限月額と同様に、負担上限月額を引き下げる経過措置を設ける。

(2) 身体障害者福祉法施行令、知的障害者福祉法施行令の改正

施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費、特定入所者食費等給付費の支給に関して、法の規定が削除されることに伴い、削除する。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の改正

精神保健指定医の指定に係る事項について必要な手続きを定める。

9 施行期日

平成18年10月1日